

都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

- 平成 4 年の都市計画法改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）。
- 市町村が定める都市計画は、この方針に即していなければならない。

《都市計画法における都市計画マスタープランの定義》

＜市町村の都市計画に関する基本的な方針＞

- 第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2 都市計画マスタープランの役割

- 住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示す。
- 地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定める。
- 市町村自らが定める都市計画の方針として定める。

出典：「都市計画運用指針」（国土交通省）より抜粋